

精神保健法第25条第4項の規定による自身または他人を害する危険の基準

精神保健法第25条第4項の規定による自身または他人を害する危険の基準を次のように告示する。

1997. 3. 31

保健福祉部長官

精神保健法第25条第4項の規定による自身または他人を害する危険の基準

精神保健法第25条第4項の規定による自身または他人を害する危険の基準は以下の通りである。

- 1 「自身または他人を害する危険」の認定基準
  - A 精神病によって意識障害が重い状態：意識の混濁、指南力・記憶力・衝動調節能力の喪失等の症状が重く、そのため自身または他人を害する危険が高い状態
  - B 精神病による妄想によって行動が支配される状態：次にあげる妄想が重く、その妄想に従って行動する場合、自身または他人を害する危険が高い状態
    - 1) 誰かが自身を害しようとするという被害的な内容の妄想が重い場合（被害妄想、追跡妄想、飲毒妄想、操縦妄想等）
    - 2) 自身は生きている価値がないという悲観的な内容を含む妄想が重い場合（罪責妄想、貧困妄想、虚無妄想、自殺事故等）
    - 3) 自身は誰よりも偉大であるため、何でもできるという内容の妄想が重い場合（誇大妄想）
    - 4) 互いに繋がらない各種の妄想を同時に病んでおり、そのため精神混乱を見せる場合
  - C 精神病による幻覚によって行動が支配される状態：次にあげる内容の幻覚があり、その幻覚に従って行動する場合、自身または他人を害する可能性が高い状態
    - 1) 患者にある行動をするよう指示する内容の幻覚
    - 2) 患者を非難する内容の幻覚
    - 3) 患者を刺激して興奮させる内容の幻覚
  - D 精神病のため、現実判断能力がかなり低下し、予測不可能な行動をする可能性が高い状態
  - E 重い憂鬱症のため、生の意欲を失い、自傷の可能性が高い状態
  - F 精神病のため、極度に興奮し、乱暴な行動をする状態

2 精神病の範囲

ここで精神病とは次のような精神障害をいう。

- A 精神分裂障害
- B 気分障害のなかで躁症状態と憂鬱状態
- C アルコールまたは薬物の中毒による精神障害
- D 各種の器質性精神障害
- E その他の精神病的状態

附 則

この告示は1997年3月31日より施行する